

○議長（茅沼隆文）

日程第15 報告第11号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題といたします。

説明を担当課長に求めます。

財務課長。

○財務課長（田中栄之）

報告第11号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定及び第22条第1項の規定により、平成27年度決算に基づく実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及び公営企業の資金不足比率を別紙のとおり報告する。

平成28年9月6日提出、開成町長、府川裕一。

1枚1枚おめくりいただきたいと思えます。

1、平成27年度決算に基づく開成町健全化判断比率、単位はパーセントになります。先に備考について御説明をいたします。

（1）実質赤字額または連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率または将来負担比率が算定されない場合、「－」という形で表記をいたします。

（2）括弧内は開成町における早期健全化基準となっております。

それでは、表に戻らせていただきます。実質赤字比率は－、基準値は15.00、連結実質赤字比率－、基準値20.00、実質公債費比率10.2、基準値25.0、将来負担比率67.3、基準値350.0であります。

続いて、2、平成27年度決算に基づく開成町の公営企業の資金不足比率、単位はパーセントになります。こちらも先に備考について御説明をいたします。

（1）資金不足比率が算定されない場合、「－」と表記をいたします。

（2）括弧内は開成町における経営健全化基準でございます。

特別会計等の名称、資金不足比率の順に読みあげます。開成町下水道事業特別会計－、開成町水道事業会計－、基準値はどちらも20%でございます。

次のページになります。平成27年度開成町の健全化判断比率審査意見書になってございます。この中で3番目、審査の結果になります。健全化判断比率は、特に問題なく健全な財政運営がなされている。また、その算定の基礎となる事項を記載した書類はいずれも適正に作成されているものと認める。

平成28年8月4日に監査委員から町長に提出されてございます。

次のページをお願いいたします。平成27年度開成町の資金不足比率審査意見書になります。この中で3番目、審査の結果です。審査に付された資金不足比率は、特に問題なく健全な財政運営がなされている。また、その算定の基礎となる事項を記載した書類はいずれも適正に作成されているものと認める。

平成28年8月4日に監査委員から町長に提出をされてございます。

それでは、内容を説明させていただきます。

この報告は、平成19年6月に公布されました、地方公共団体の健全化に関する法律に基づきまして行うものでございます。

同法第3条において、健全化判断比率の公表等の規定において、地方公共団体の長は、毎年度の決算の提出を受けた後に、速やかに実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、及び将来負担比率並びにこの算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見をつけて、当該健全化判断比率を議会に報告し、かつ当該健全化判断比率を公表しなければならないとされております。

同様に、同法第22条において、公営企業における資金不足比率を監査委員の意見を付して議会に報告する旨、規定されております。

これらの定めに従いまして、監査委員の審査を受け、本議会に報告しているものでございます。

2ページ目にお戻りいただきたいと思います。それぞれの比率について、御説明をいたします。

また、決算書説明資料、98ページに健全化判断比率対3ヶ年増減一覧を資料として提出をしておりますので、あわせて御覧をいただきたいと思います。

1、平成27年度決算に基づく開成町健全化判断比率、実質赤字比率です。普通会計を対象としたもので、本町においては、一般会計と給食事業特別会計が該当いたします。その普通会計の実質赤字額を標準財政規模で割った率合いをパーセントで表示したものでございます。

決算書説明資料、98ページ、健全化判断比率対3ヶ年増減一覧を御覧いただきたいと思います。

平成27年度の数值は、マイナス8.17%になります。前年度と比較しますと、2.5ポイントの減となっております。以後、この一覧を使って御説明をいたしますので、このページを開いたままをお願いをしたいと思います。なお、報告書式においては、もとより実質赤字そのものが存在しておりませんので、－という表示になっているわけでございます。

続きまして、連結実質赤字比率になります。一般会計と特別会計、公営企業会計を加えた会計、すなわち決算書記載の全ての会計を対象に実質赤字額を標準財政規模で割った率合いをパーセントで表示をしております。こちらも増減一覧を御覧いただきたいと思います。

平成27年度の数值は、マイナス30.68%となっております。前年度と比較しますと、4.7ポイントの減となっております。

報告書式におきましては、もとより実質赤字が存在しませんので、－という形で表示をさせていただきます。

実質公債費比率です。地方債の元利償還金だけでなく、準元利償還金と呼ばれる特別会計繰出金のうち、地方債の元利償還金に充てられたと認められるもの。それから一部事務組合負担金のうち、地方債の元利償還金に充てられたと認められる部分を標準財政規模で割った率合いをパーセントで表示をしております。こちらも増減一覧を

御覧いただきたいと思います。

平成27年度の数值は、10.2%となります。前年度と比較して、1.1ポイント減となっております。報告書式におきましても、同じく10.2%と記載しております。

将来負担比率です。地方債の現在高、債務負担による支出予定額公営企業等への繰出見込額、一部事務組合の負担等の見込額、退職手当の負担見込額など、将来にわたって負担が生じるものを将来負担額と呼んでおります。この将来負担額から充当可能な基金額や基準財政需要額、参入見込額を除いたものを分子とし、標準財政規模で割った率合いをパーセントで表示しております。こちらを増減一覧を御覧いただきたいと思います。

平成27年度の数值は、67.3%、前年度と比較しますと、マイナス8.8ポイント減となっております。報告書式におきましても、同じく67.3%と記載しております。

二つ目、平成27年度決算に基づく開成町の公営企業の資金不足比率になります。資金不足比率は、公営企業の資金不足を公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化したもので、一般的には経営状態の悪化の度合いを示すものとされてございます。

上段の下水道事業特別会計は、実質収支を事業規模で割って算出をいたします。資金不足ではありませんので、－という表示になってございます。

なお、参考までに申しあげますと、計算上算出されている数值は、マイナス10.1%となっております。

下段の水道事業会計になります。

流動資産から流動負債を引いた額を事業規模で割って算出をするものであります。こちら資金不足ではありませんので、－という表示となっております。

参考までに算出した数值は、マイナス331.8%となっております。

報告は以上です。

○議長（茅沼隆文）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑をどうぞ。ございませんか。

（「なし」という者多数）

○議長（茅沼隆文）

ないようですので、報告第11号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、を終了といたします。